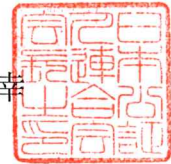


日公連第10号
令和5年5月26日

日本行政書士会連合会
会長 常住 豊 様

日本公証人連合会
会長 小坂 敏 幸



定款認証に係る実質的支配者申告書の様式の変更について（周知方依頼）
貴会におかれましては、ますます御隆盛のこととお喜び申し上げます。日頃か
ら公証事務の運営につきまして、御理解と御支援を賜り深く感謝申し上げます。

さて、この度、国際的な不正資金等の移動等に対処するための国際連合安全保
障理事会決議第1267号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産
の凍結等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（令和4年法律第97号）
の施行に伴い、公証人法施行規則の一部改正（以下「規則改正」という。）がな
され、本年6月1日から施行される予定です（本年5月31日付け官報告示）。

規則改正の内容は、公証人が株式会社並びに一般社団法人及び一般財団法人
（以下「株式会社等」という。）の定款の認証を行う際に実質的支配者に関して
嘱託人に申告させるべき事項及び説明を求める事項の対象に、財産凍結法第3
条第2項の規定により公告されている者（大量破壊兵器関連計画等関係者）を追
加するというものです。

これに伴い、本年6月1日以降に、嘱託人が株式会社等の定款認証を行うに際
しては、別添1又は別添2の実質的支配者申告書を用い、表明保証書については
別添3の様式を用いることとされました。

各公証役場には、円滑かつ遺漏のない公証事務の運用に心掛けるように指示を
しておりますが、実質的支配者申告書の様式の変更に際しましては、公証役場を
御利用いただいている貴会の会員の皆様に御不便をお掛けすることもあるかと
思います。

つきましては、貴会の会員の皆様に、本年6月1日以降の日付けで定款の認証
を行う場合には、新様式で申告する必要がある旨を御周知いただくとともに、貴
会の御理解と御協力を賜れば幸いです。

今後とも、倍旧の御高配を賜りますよう、衷心よりお願い申し上げます。

実質的支配者となるべき者の申告書(株式会社用)

(公証役場名)

認証担当公証人

殿

(商号)

の成立時に実質的支配者となるべき者の本人特定事項等及び暴力団員等該当性について、以下のとおり、申告する。

令和 年 月 日

■ 嘱託人住所

■ 嘱託人氏名(記名又は署名)

実質的支配者となるべき者の該当事由(①から④までのいずれかの左側の□内に✓印を付けてください。)(※1)

- ① 設立する会社の議決権の総数の50%を超える議決権を直接又は間接に有する自然人となるべき者(この者が当該会社の事業経営を実質的に支配する意思又は能力がないことが明らかな場合を除く): 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則(以下「犯収法施行規則」という。)11条2項1号参照
- ② ①に該当する者がいない場合は、設立する会社の議決権の総数の25%を超える議決権を直接又は間接に有する自然人となるべき者(この者が当該会社の事業経営を実質的に支配する意思又は能力がないことが明らかな場合又は他の者が設立する会社の議決権の総数の50%を超える議決権を直接又は間接に有する場合を除く): 犯収法施行規則11条2項1号参照
- ③ ①及び②のいずれにも該当する者がいない場合は、出資、融資、取引その他の関係を通じて、設立する会社の事業活動に支配的な影響力を有する自然人となるべき者: 犯収法施行規則11条2項2号参照
- ④ ①、②及び③のいずれにも該当する者がいない場合は、設立する会社を代表し、その業務を執行する自然人となるべき者: 犯収法施行規則11条2項4号参照

実質的支配者となるべき者の本人特定事項等(※2、※3)

暴力団員等該当性(※4)

住居	国籍等	日本・その他(※5) ()	性別	男・女(※6)	(暴力団員等に) 該当 ・ 非該当
	生年月日	(昭和・平成・西暦) 年 月 日生	議決権割合	% (※7)	
氏名	フリガナ	実質的支配者 該当性の根拠資料		定款・定款以外の資料・なし (※8)	
住居	国籍等	日本・その他(※5) ()	性別	男・女(※6)	(暴力団員等に) 該当 ・ 非該当
	生年月日	(昭和・平成・西暦) 年 月 日生	議決権割合	% (※7)	
氏名	フリガナ	実質的支配者 該当性の根拠資料		定款・定款以外の資料・なし (※8)	
住居	国籍等	日本・その他(※5) ()	性別	男・女(※6)	(暴力団員等に) 該当 ・ 非該当
	生年月日	(昭和・平成・西暦) 年 月 日生	議決権割合	% (※7)	
氏名	フリガナ	実質的支配者 該当性の根拠資料		定款・定款以外の資料・なし (※8)	

※1 ①の50%及び②の25%の計算は、次に掲げる割合を合計した割合により行う(犯収法施行規則11条3項)。

(1) 当該自然人が有する当該会社の議決権が当該会社の議決権の総数に占める割合

(2) 当該自然人の支配法人(当該自然人がその議決権の総数の50%を超える議決権を有する法人をいう。この場合において、当該自然人及びその一若しくは二以上の支配法人又は当該自然人の一若しくは二以上の支配法人が議決権の総数の50%を超える議決権を有する他の法人は、当該自然人の支配法人とみなす。)が有する当該会社の議決権が当該会社の議決権の総数に占める割合

※2 「住居、氏名」欄には、①の場合は、該当する者1名を記載し、②から④までの場合は、該当者全員を記載する。

※3 犯収法施行規則11条4項によって、上場企業等及びその子会社は自然人とみなされるので、上記自然人の「住居、氏名」欄に、その「住所、名称」を記載する。

※4 実質的支配者となるべき者が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号)、国際テロリスト(国際連合安全保障理事会決議第1267号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法第3条第1項の規定により公告されている者若しくは同法第4条第1項の規定による指定を受けている者)又は大量破壊兵器関連計画等関係者(国際連合安全保障理事会決議第1267号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法第3条第2項の規定により公告されている者)のいずれにも該当しない場合には、「暴力団員等該当性」欄の「非該当」を○で囲み、いずれかに該当する場合には、「該当」を○で囲む。なお、該当する選択肢を○で囲むことに代えて、実質的支配者となるべき者が作成したその旨の表明保証書を提出することも可能である。

※5 「国籍等」欄は、日本国籍の場合は「日本」を○で囲み、日本国籍を有しない場合は「その他」を○で囲んで具体的な国名等を()内に記載する。

※6 「性別」欄は、該当するものを○で囲む。

※7 「議決権割合」欄は、①及び②の場合のみ記載する。

※8 「実質的支配者該当性の根拠資料」欄は、該当するものを○で囲み、定款以外の資料がある場合には、その原本又は写しを添付する。また、実質的支配者となるべき者の本人特定事項等が明らかになる資料も添付する(自然人の場合には、運転免許証、旅券、個人番号カード(マイナンバーカード)、在留カード等の写し等、法人の場合には、全部事項証明書及び印鑑証明書の原本又は写し)。

実質的支配者となるべき者が3名を超える場合は、更に申告書を用いて記入してください。

実質的支配者となるべき者の申告書(一般社団・一般財団用)

(公証役場名)

認証担当公証人

殿

(名称)

の成立時に実質的支配者となるべき者の本人特定事項等及び暴力団員等該当性について、以下のとおり、申告する。

令和 年 月 日

■ 嘱託人住所

■ 嘱託人氏名(記名又は署名)

実質的支配者となるべき者の該当事由(①又は②のいずれかの番号の左側の口内に✓印を付けてください。)

- ① 出資、融資、取引その他の関係を通じて、設立する法人の事業活動に支配的な影響力を有する自然人となるべき者：
犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則(以下「犯収法施行規則」という。)11条2項3号ロ参照
- ② ①に該当する者がいない場合は、設立する法人を代表し、その業務を執行する自然人となるべき者：犯収法施行規則
11条2項4号参照

実質的支配者となるべき者の本人特定事項等(※1、※2)					暴力団員等該当性(※3)
住居	国籍等	日本・その他(※4) ()	性別	男・女(※5)	(暴力団員等に) 該当 ・ 非該当
	生年 月日	(昭和・平成・西暦) 年 月 日生			
氏名	フリガナ	実質的支配者 該当性の根拠資料	定款・定款以外の資料・なし(※6)		
住居	国籍等	日本・その他(※4) ()	性別	男・女(※5)	(暴力団員等に) 該当 ・ 非該当
	生年 月日	(昭和・平成・西暦) 年 月 日生			
氏名	フリガナ	実質的支配者 該当性の根拠資料	定款・定款以外の資料・なし(※6)		
住居	国籍等	日本・その他(※4) ()	性別	男・女(※5)	(暴力団員等に) 該当 ・ 非該当
	生年 月日	(昭和・平成・西暦) 年 月 日生			
氏名	フリガナ	実質的支配者 該当性の根拠資料	定款・定款以外の資料・なし(※6)		

※1 「住居、氏名」欄には、該当者全員を記載する。

※2 犯収法施行規則11条4項によって、上場企業等及びその子会社は自然人とみなされるので、上記自然人の「住居、氏名」欄に、その「住所、名称」を記載する。

※3 実質的支配者となるべき者が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号)、国際テロリスト(国際連合安全保障理事会決議第1267号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法第3条第1項の規定により公告されている者若しくは同法第4条第1項の規定による指定を受けている者)又は大量破壊兵器関連計画等関係者(国際連合安全保障理事会決議第1267号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法第3条第2項の規定により公告されている者)のいずれにも該当しない場合には、「暴力団員等該当性」欄の「非該当」を○で囲み、いずれかに該当する場合には、「該当」を○で囲む。なお、該当する選択肢を○で囲むことに代えて、実質的支配者となるべき者が作成したその旨の表明保証書を提出することも可能である。

※4 「国籍等」欄は、日本国籍の場合は「日本」を○で囲み、日本国籍を有しない場合は「その他」を○で囲んで具体的な国名等を()内に記載する。

※5 「性別」欄は、該当するものを○で囲む。

※6 「実質的支配者該当性の根拠資料」欄は、該当するものを○で囲み、定款以外の資料がある場合には、その原本又は写しを添付する。また、実質的支配者となるべき者の本人特定事項等が明らかになる資料も添付する(自然人の場合には、運転免許証、旅券、個人番号カード(マイナンバーカード)、在留カード等の写し等、法人の場合には、全部事項証明書及び印鑑証明書の原本又は写し)。

実質的支配者となるべき者が3名を超える場合は、更に申告書を用いて記入してください。

表 明 保 証 書

令和 年 月 日

認証担当公証人 殿

(住所) _____

(氏名) (署名) _____

(記名押印でも可)

(設立する会社・法人の名称)

私は、公証人法施行規則第13条の4第1項第2号に規定する暴力団員、国際テロリスト又は大量破壊兵器関連計画等関係者のいずれにも該当しないことを、ここに表明し、保証します。

以 上